

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第4号

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則

香川県科学技術研究センター規則（平成12年香川県規則第146号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の減額)</p> <p><u>第16条</u> 研究室利用者のうち、実用化研究事業者（<u>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。</u>）で、次の各号のいずれかに該当するものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>2</u> 前項の規定による減額を受けようとする者は、あらかじめ、<u>研究室使用料減額申請書（第6号様式）</u>を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p><u>第16条</u> 研究室利用者のうち、実用化研究事業者（<u>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。次項において同じ。</u>）で、<u>県が実施するビジネスモデルの企画に係る公募事業の選定において優秀であると認められる企画を提出したものであって、知事が特に必要と認めるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を免除する。</u></p> <p><u>2</u> 研究室利用者のうち、実用化研究事業者で、次の各号のいずれかに該当するもの（<u>前項に規定する者を除く。</u>）については、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>創業後5年以内の事業者で、創業支援塾等（公益財団法人かがわ産業支援財団が実施する創業支援塾又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に規定する特定創業支援等事業として実施されるものをいう。）を修了した者であって、知事が特に必要と認めるもの</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の規定による免除又は減額を受けようとする者は、あらかじめ、研究室使用料減免申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。</u></p>

第6号様式

研究室使用料減額申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

香川県科学技術研究センター研究室の 年度における使用料の減額を受けたいので次のとおり申請します。

使用料の減額の対象となる研究室	1 メカトロ研究室 2 バイオ研究室 3 一般研究室 全部利用 (室) 4 一般研究室 分割利用 (室)
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料の減額を受ける理由	
連絡先	担当者氏名
	担当部署
	電話番号
	FAX番号
備考	

第6号様式

研究室使用料減免申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者の氏名

香川県科学技術研究センター研究室の 年度における使用料の減免・減額を受けたいので、次のとおり申請します。

使用料の減免・減額の対象となる研究室	1 メカトロ研究室 2 バイオ研究室 3 一般研究室 全部利用 (室) 4 一般研究室 分割利用 (室)
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用料の減免・減額を受ける理由	
連絡先	担当者氏名
	担当部署
	電話番号
	FAX番号
備考	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。